| 担当部署 | 県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ 電話045-210-6257                            |
|------|---|
| D-6  | 鉄骨の吹付け材が垂れ下がっていますが、問題ないでしょうか。また、対処するにはどうしたらよいでしょうか。 (平成25年4月1日更新) |

## 【答】

吹き付けはいつ頃のものですか。

〔昭和 55 年以前〕→アスベストが含まれている可能性があり、飛散する状況ですので、すぐに除去等の措置を行ってください。また、その場所に一般の方が立ち入ることがないようにしてください。除去工事等は、アスベストが飛散しないよう、適切に行ってください。(労働安全衛生法等を遵守して下さい。)また、除去した場合は耐火被覆の性能が損なわれていると考えられますので、耐火被覆等の措置をしてください。措置の方法については、建築士や施工業者にご相談ください。

[昭和 56 年以降] →湿式工法(平成元年まではアスベストを含有している可能性があります。また一部の商品は平成元年以降も含有している可能性があるため調査が必要です。)のものを除き、アスベストについての問題はありませんが、耐火被覆としての性能が損なわれていると考えられますので、補修等の措置をしてください。補修の方法については、建築士や施工業者にご相談ください。

「分からない」 →建築確認済証や検査済証、また登記書や課税台帳などで築年が分かります。どうしても分からない場合は、アスベストが含まれていると考えて対処してください。